



東京電力パワーグリッド

「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」の締結について

2023年1月31日

本庄市

東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社

株式会社カインズ

埼玉県本庄市(市長:吉田 信解、以下「本庄市」)、東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社(支社長:足立 浩一、以下「東電 PG」)、及び株式会社カインズ(代表取締役社長 CEO:高家 正行、以下「カインズ」)の3者は、本日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」を締結しました。

本協定は、本庄市のゼロカーボンシティ実現に向けて、エネルギー・環境の分野において、本庄市、東電 PG 及びカインズとの連携を強化し協働することで、本庄市の地域特性を踏まえた、カーボンニュートラル実現のための方策をともに考え・創り、それぞれの強みを活かして幅広く市民・事業者等を巻き込みながら推進していくための枠組を構築していくことを目的としています。

本庄市は 2021 年にゼロカーボンシティを宣言し、2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを達成するため、省エネ・創エネの取り組みを進めています。

東京電力グループは、2050 年における二酸化炭素排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めています。

カインズは、「世界を、日常から変える。」をビジョンとして掲げ、地域との絆が最も重要な価値のひとつであるとの認識のもと、地域の様々なステークホルダーと協働/共創し、一人ひとりが主役になれる「まち」(=地域社会)を実現することを目指す「くみまち構想」を 2021 年に策定しました。15 の共創価値領域(社会課題)を設定し、環境領域では、2050 年に「カインズのあるまちごとゼロカーボン」化することを目指しています。

東電 PG、カインズは、本庄市とともに、具体的には以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

- (1) 省エネルギーの推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの利活用に関すること
- (3) ゼロカーボンシティ実現のため本庄市が策定する各種計画等の策定及び実行に向けた取組に関すること

- (4) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関すること
- (5) レジリエンスの強化に関すること
- (6) ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくり、及び普及啓発に関すること
- (7) ゼロカーボンシティの実現を目指し、本庄市と覚書を交わした者との連携又は協働した取組に関すること
- (8) その他ゼロカーボンシティの実現に関すること

本庄市、東電 PG 及びカインズは、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、本庄市の 2050 年ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

<別紙1>ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙2>本庄市・東京電力パワーグリッド・カインズの連携協定イメージ図

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

本庄市	経済環境部環境推進課	TEL : 0495-25-1249 (直通)
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 広報・渉外担当 千代田		TEL : 090-9369-7152 (直通)
熊谷支社 渉外担当 松岡		TEL : 048-538-5010 (直通)
株式会社カインズ 広報部 担当 山崎		TEL : 0495-88-7107 (直通)

ゼロカーボンシティ実現に向けた
共創推進に関する連携協定書

令和 5年 1月31日

本庄市
東京電力パワーグリッド株式会社
株式会社カインズ

ゼロカーボンシティ実現に向けた 共創推進に関する連携協定書

本庄市(以下「甲」という。)、東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社(以下「乙」という。)及び株式会社カインズ(以下「丙」という。)は、甲が目指すゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙がエネルギー・環境の分野において相互に連携及び協働し、共に考え、共に創る「共創」の推進を通じて、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用、脱炭素化に向けたエネルギーの転換等の施策を効果的かつ継続的に実施することで、ゼロカーボンシティの実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力するものとする。

- (1) 省エネルギーの推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの利活用に関すること
- (3) ゼロカーボンシティ実現のため甲が策定する各種計画等の策定及び実行に向けた取組に関すること
- (4) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関すること
- (5) レジリエンスの強化に関すること
- (6) ゼロカーボンシティの実現に向けたまちづくり、及び普及啓発に関すること
- (7) ゼロカーボンシティの実現を目指し、甲と覚書を交わした者との連携又は協働した取組に関すること
- (8) その他ゼロカーボンシティの実現に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲、乙及び丙が合意の上、定めるものとする。

3 乙及び丙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙及び丙の関係会社に実施させることができるものとする。

(連絡調整)

第3条 甲、乙及び丙は、本協定による連携を円滑かつ効率的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

(協定の見直し)

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(本協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、第三者(ただし、第2条第3項に規定する乙の関係会社は除く。)に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外に使用してはならない。本協定の有効期間の後も、同様とする。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(法令の遵守)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲、乙及び丙は別途協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有する。

令和 5年 1月 31日

埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

甲 埼玉県本庄市

市長 吉田 信解

埼玉県熊谷市筑波一丁目113

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

熊谷支社長 足立 浩一

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

丙 株式会社カインズ

代表取締役社長 CEO 高家 正行



ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の主な取組

- エネルギーの地産地消・省エネ・創エネ
- エネルギー転換・電化の推進によるCO₂削減
- 協働による脱炭素なまちづくり

本庄市 東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社 株式会社カインズ
ゼロカーボンシティ実現に向けた
共創推進に関する連携協定締結式

本庄市



東京電力パワーグリッド

CAINZ

令和5年1月31日

本庄市

